

(スペイン刑事訴訟法)

全国通訳案内士 (元司法書士) 古閑次郎

このページの上位ページは、<http://www.kokansihoo.com/procesopenal.html> です。

(令和5年12月作成)

(第2編)

第12章 前各章に係わる総則

第646条 裁判所書記官は、関連する裁判所対応検察官に送付する義務がある訴訟事件の事前の公証謄本とは別に、控訴され得るすべての(裁判所/裁判官の)命令または決定の特別公証謄本、または、検察側としてその権利を行使するために検察官が知る関心がある専門家の意見または検査に言及する特別公証謄本も、直接(検察官に)通知することはできないとき、そのことで当該手続きの実行が中断されることがないように、検察官が事前に介入する権利を留保してなくて、中断の不利益が生じる場合、送付しなければならない。

(本条の最終改訂。2009年)

第647条 予審裁判官と同じ場所にいない検察官にとって控訴期限は、控訴され得る(裁判所/裁判官の)命令または決定の公証謄本を受領した日の翌日から開始する。控訴は、裁判官に宛てた文書で提起される。

いずれにしても、この種の公証謄本を受領は、受領した日に通知される。

(本条の最終改訂。2009年)

第648条 検察官は登録簿を保持し、そこに、受け取る訴訟事件の形成報告、裁判所書記官から送られてくる最も注目すべき事前の(関連記録の)公証謄本、特に第646条に規定される公証謄本、および自身が出す回答、または、提起する不服申立てを記録する。

(本条の最終改訂。2009年)